

事務連絡
令和2年8月7日

関係団体 各位

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室
健康局難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業について
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、アルコール綿と精製水を厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

つきましては、本事業につき、会員への周知をお願い申し上げます。

なお、周知に当たっては、会員の方が医療的ケア児者（個人の会員）の場合は、別紙1の文書を、会員の方が障害福祉サービス事業所の場合は、別紙2の文書をご活用ください。